



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 追加給付金（7万円/1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（**1世帯あたり7万円**）は、**住民税均等割非課税世帯**や令和5年中に**家計急変のあった世帯**を支援する新たな給付金です。

※ 前回の給付金（3万円）の対象となった世帯のうち、課税者に扶養されている世帯には給付されません。

給付金の支給額

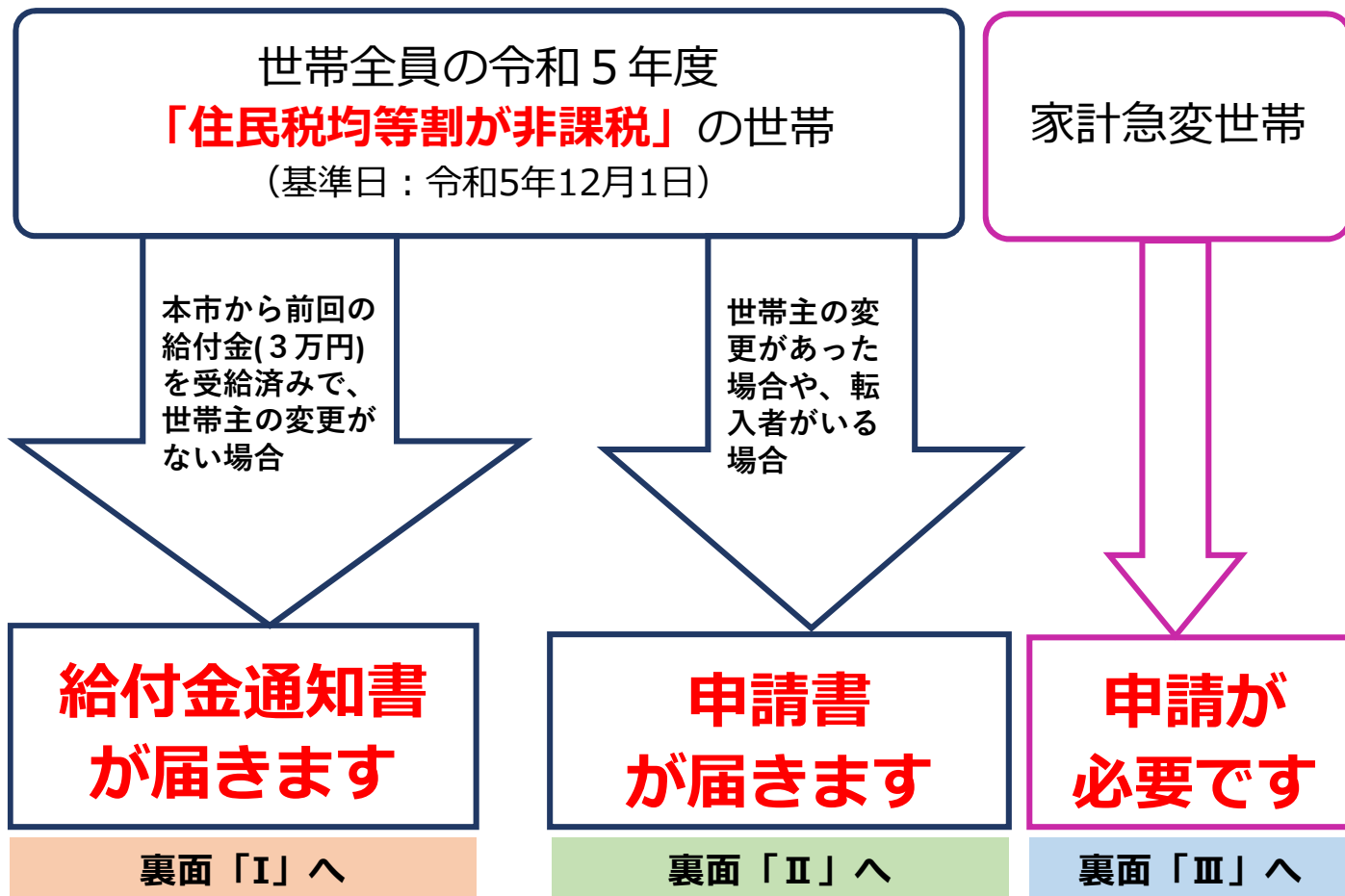
1世帯あたり**7万円**

給付金の支給時期

1月下旬から順次支給を開始します。
申請書の場合は、受理した日から1か月程度が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）



給付金の支給手続き

I 前回の給付金（3万円）を受給済みで、世帯主の変更がない場合

給付金通知書が届きます。

※ 通知書の内容を確認してください。

II 世帯主の変更があった場合や、転入者がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と一緒に返信してください。
- ※ 申請書が2月になっても届かない非課税世帯の方は、お手数ですが下記お問い合わせ先にお尋ねください。

III **予期せず**家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、子(1人)を扶養している場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請には、申請者（世帯主）の本人確認書類、世帯全員の源泉徴収票や確定申告書等（令和5年中の所得が分かるもの）の写し、通帳の写し（口座名義人カナ記載面）が必要です。

申請期間：令和6年1月16日（火）～令和6年4月30日（火）

申請場所：須賀川市役所 1階 給付金臨時窓口



課税者に扶養されていることが後から判明した場合や、定年退職など予定されている収入の減少を理由に家計急変世帯として支給された場合には、給付金を返還していただきます。

お問い合わせ

須賀川市給付金コールセンター



0248-75-5551

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）